

兵庫県公報

令和8年6月5日 金曜日 第725号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 随意契約の相手方等の公示（災害対策課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	5
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	5
正 誤	
○ 令和5年3月24日付け兵庫県公報第398号中	6

告 示

兵庫県告示第565号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 名 称 公立豊岡病院組合立 豊岡病院
所在地 豊岡市戸牧1094番地
認定年月日 令和8年5月1日
認定の有効期限 令和11年4月30日
- 名 称 姫路聖マリア病院
所在地 姫路市仁豊野650番地
認定年月日 令和8年5月21日
認定の有効期限 令和11年5月20日

~~~~~

### 兵庫県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
| 神戸市深谷土地改良区 | 令和8年4月14日 |



兵庫県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
| 神戸市八多土地改良区 | 令和8年4月14日 |



兵庫県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
| 神戸市宮前土地改良区 | 令和8年4月14日 |



兵庫県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|             |           |
|-------------|-----------|
| 土地改良区の名称    | 認可年月日     |
| 加古川市北部土地改良区 | 令和8年4月28日 |



兵庫県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|           |           |
|-----------|-----------|
| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
| 印南北池土地改良区 | 令和8年4月14日 |



兵庫県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 琴池土地改良区  | 令和8年4月14日 |



兵庫県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 大日川土地改良区 | 令和8年4月16日 |



兵庫県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 国衙土地改良区  | 令和8年4月28日 |



兵庫県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 養宜土地改良区  | 令和8年4月28日 |



兵庫県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 片田土地改良区  | 令和8年4月28日 |



兵庫県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|           |           |
|-----------|-----------|
| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
| 倭文長田土地改良区 | 令和8年4月28日 |



兵庫県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 五斗長土地改良区 | 令和8年4月23日 |



兵庫県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 北淡土地改良区  | 令和8年4月23日 |

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。  
令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限       | 使用者の住所 | 交付県民局、<br>県民センター | 紛失年月           |
|----|---------|------------|--------|------------------|----------------|
| 農業 | A309477 | 令和10年4月14日 | 神崎郡市川町 | 中播磨県民<br>センター    | 不明<br>(令和7年夏頃) |



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年6月5日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県フェニックス防災システム運営業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県危機管理部災害対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本無線株式会社兵庫営業所 神戸市中央区海岸通5番地(商船三井ビル)
- 5 随意契約に係る契約金額  
49,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(C)(i)による。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年6月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市東芦屋町27番12、27番21、27番22
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
丹波篠山市東吹336番1、芦屋市東山町12-31-305  
田畑利彦、内山高寿
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和8年5月25日  
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-7-3号(4芦屋)

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第43号**

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を取消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

- 1 病院及び介護老人保健施設の表伊丹市の項中

「

|                |              |
|----------------|--------------|
| 公立学校共済組合近畿中央病院 | 伊丹市車塚3丁目1    |
| 伊丹市立伊丹病院       | 同 市昆陽池1丁目100 |

」

を

「

|          |              |
|----------|--------------|
| 伊丹市立伊丹病院 | 伊丹市昆陽池1丁目100 |
|----------|--------------|

」

に、改める。

正 誤

○令和5年3月24日付け（兵庫県公報第398号）

兵庫県告示第345号（兵庫県農業振興地域整備基本方針の変更）中

| (ページ) | (行) | (誤)                          | (正)                      |
|-------|-----|------------------------------|--------------------------|
| 2     | 13  | (昭和53年兵庫県告示第1216号)の全部を改正したので | (昭和45年兵庫県告示第450号)を変更したので |